

地方創生関連事業(Ⅱ) ローカル・イノベーション

取りまとめ

「地域経済循環の創造」の推進に要する経費」(総務省所管事業)

地域創業促進支援事業(旧:創業・第二創業促進補助金、経済産業省所管)

・産業政策においては、自立的事業の創出支援が目的であり、モラルハザードを起こさないためにも、投融資、信用保証等による有償資金の供給が主な支援手法として採用されるべきである。仮に補助金を使うにあたっても、基本的に利子補給にとどめるべきである。両事業は、事業実施主体向けの補助金を交付しているものであるが、上記の視点も踏まえ、公費投入の必要性等の検証を行い、事業の効果を厳格に検証し、制度設計のあり方、新型交付金を含めた役割分担について見直しを行うべきである。見直しに当たっては、多様な地域の実情に柔軟に対応できるものとするため、事業の整理統合や窓口のワンストップ化などについても検討すべきである。